

令和元年度協定 第 9 立亞^ヌ跡 9

目次

第1章 男女共同参画組織と基本方針

第1節	名古屋市立大学男女共同参画宣言	1
第2節	男女共同参画推進センターの組織と具体的な業務	1
第3節	公立大学法人名古屋市立大学男女共同参画推進基本方針	2
第4節	公立大学法人名古屋市立大学第4次男女共同参画行動計画	3
第5節	公立大学法人名古屋市立大学次世代育成支援行動計画（第五期）	4

第1章 男女共同参画組織と基本方針

第1節 名古屋市立大学男女共同参画宣言

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけている。
「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力

【組織（令和元年度）】

センター長	明石 恵子（副学長 看護学研究科教授）	
副センター長	小黒 智恵子（病院 看護部長、副病院長）	
センター員	杉浦 真弓（医学研究科 教授）	
センター員	築地 仁美（薬学研究科 講師）	
センター員	山本 陽子（経済学研究科 教授）	4月～9月まで
センター員	木谷 名都子（経済学研究科 准教授）	10月～3月まで
センター員	中川 敦子（人間文化研究科 教授）	

第4節 公立大学法人名古屋市立大学第4次男女共同参画行動計画

(4) 大学運営全般における男女共同参画

教育・研究・雇用の全ての面において、ハラスメントの予防対策と大学外部との連携による取り組みを進める。

- ・ 性別にかかわらず誰もが充実した教育を受け、積極的に研究や仕事に力を発揮できる環境をめざし、ハラスメントの予防対策を行う。
- ・ 行政、地域、企業と連携し、男女共同参画の取組を進める。

第5節 公立大学法人名古屋市立大学次世代育成支援行動計画（第五期）

1 趣旨

目標4 年次有給休暇の取得を容易にするための措置を検討する。

【対策】

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努め、取得の促進を図る。

ゴールデンウィーク、年末年始など、大型連休には含まれた平日での会議等の開催をできるだけ避け、連続休暇取得の促進を図る。

目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための情報提供等を実施する。

【対策】

ニュースレターなどの配布により、次世代育成支援に関する意識啓発を行う。

<男女共同参画推進センター運営委員会>

第1回 平成31年4月23日開催

教育における男女共同参画

教養教育における講義

男女共同参画推進センターでは、学生が社会的性差（ジェンダー）と平等について理解し、考えや行動に生かすことができるように、平成 24 年度から教養教育に科目を提供しており、令和元年度は前期と後期に 1 科目ずつの計 2 科目を開講した。

2 銚 会

教養教育推進センター 湊

講師に、働き方改革や女性活躍支援のコンサルタントとして活躍中の株式会社オフィスリブラ代表取締役の上松恵子氏をお迎えした。

職場の中で一人の人に仕事を集中させない、短い時間でも話し合いができる環境を作る、効率的な会議の進め方など、働き方改革の具体事例について、ご磁民昊とV翠き磁 岗 V 台台冥処険U予た を

応募名	所属	区分	課題名	キーワード
-----	----	----	-----	-------

雇用における男女共同参画

ポと る男女

ワーク・ライフ・バランス相談室

1) 相談事業

全国ダイバーシティネットワーク組織 東海・北陸ブロックへの参加

第3節 各部局による取組み

各部局における男女共同参画に関する目標・行動計画

平成30年度から第4次男女共同参画行動計画に基づき、より一層の男女共同参画の推進に取り組み、特に本計画期間中には、女性上位職の登用推進とワーク・ライフ・バランスの実現に力を入れることとしている。

各部局において、平成30年度の実施状況を踏まえて策定した令和元年

- ・女性教員比率の上昇に努める。
- ・女性の教員上位職（教授）を増やすように努める。
- ・男女の教職員の育児休暇・休業制度を周知し、取得促進に努める。

人間文化
研究科

- ・キャリアアップの意欲向上につながる取り組みを実施するなど、引き続き係長昇任選

事務局

第3章 資料

(任期)

第7条 センター長及び副センター長の任期は、2年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、

「令和元年度 名古屋市立大学 男女共同参画報告書」
令和2年4月

発行 令和謙薬有薬有 令定 瑠于歴